

「京都府立ゼミナールハウス」
指定管理者募集要項

令和4年9月

京 都 府

目 次

1. 募集する施設の概要等	1
2. 基本的な運営方針	3
3. 管理の基本的事項	3
(1) 休館日等	3
(2) 関係法令等の遵守	4
(3) 指定管理者が行う業務の範囲	4
(4) 個人情報の取扱い	5
(5) 管理運営収入	6
(6) 納付金	8
(7) リスク管理、責任分担	8
(8) 指定管理者の指定期間	10
(9) 「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」の利用	10
4. 応募者の資格等	10
(1) 応募者の資格	10
(2) グループ応募	11
5. 応募書類	11
6. 応募の方法及び選定方法等	13
(1) 問合せ先及び応募書類の提出先	13
(2) 応募スケジュール	13
(3) 選定基準及び審査内容	14
7. 指定管理者の候補者選定後の手続き等	14
(1) 指定候補者との協議	14
(2) 指定管理者の指定	15
(3) 協定の締結	15
(4) 業務の開始	15
(5) 事業の引継ぎに関する事項	15
8. 留意事項	15

京都府立ゼミナールハウス指定管理者募集要項

京都府立ゼミナールハウス（以下「ゼミナールハウス」という。）の管理運営について、以下のとおり指定管理者を募集します。

1. 募集する施設の概要等

(1) 名称（愛称）

京都府立ゼミナールハウス（あうる京北）

(2) 所在地

京都府京都市右京区京北下中町烏谷2番地 資料1

(3) 施設の目的・性格・沿革

ゼミナールハウスは、京都における学問及び文化の発展に寄与するため、昭和51年に設置された施設です。この施設は、静かな自然環境の中で寝食を共にしながら、学習を行い、京都における学問、文化の発展に貢献するとともに、都市と農村の文化交流を進めようとするものです。

(4) 施設の規模

敷地図・平面図 資料2～7

- | | |
|-------|---|
| ①敷地面積 | 約90,098㎡ |
| ②建築面積 | 約2,625㎡ |
| ③構造 | 本館 鉄筋コンクリート造り 地上4階
別館 鉄筋コンクリート造り 地上2階
1号ゼミナール棟 鉄筋コンクリート造り 地上1階
2号ゼミナール棟 鉄筋コンクリート造り 地上2階
宿泊棟 ユニットハウス7棟
別館浴室棟 木造 地上1階 ほか |
| ④延床面積 | 約4,492㎡ |

(5) 施設概要

①ゼミナール室

総合ゼミナール室	定員	200名
1号ゼミナール室	定員	40名
2号ゼミナール室	定員	64名
ゼミナール室 3室 (201、202、301)	定員	各20名
和室 (6畳) 2室 (501(杉の間)、601)	定員	各4名

- | | | | | |
|-------|---|-----------------|-------------------------|------|
| | 和室（7.5畳） | 2室（502、602） | 定員 | 各5名 |
| | 和室（15畳） | 1室（505） | 定員 | 10名 |
| | 和室（17.5畳） | 2室（504、604） | 定員 | 各12名 |
| | 和室（21畳） | 3室（503、603、605） | 定員 | 各14名 |
| ②宿泊室 | 宿泊定員147名 | | | |
| | 講師宿泊室 | ツイン1室、シングル3室 | | |
| | ユニットハウス | 2人用 | 8室（U1、2、7、8、9、10、11、12） | |
| | | 7人用 | 4室（U3、5、14、16） | |
| | | 9人用 | 4室（U4、6、13、15） | |
| | 和室（ゼミナール室兼用：再掲） | | | |
| | | 2人用（6畳） | 2室（501、601） | |
| | | 3人用（7.5畳） | 2室（502、602） | |
| | | 6人用（15畳） | 1室（505） | |
| | | 8人用（17.5畳） | 2室（504、604） | |
| | | 10人用（21畳） | 3室（503、603、605） | |
| ③食堂 | 200人収容（食堂の一部にティーラウンジあり） | | | |
| ④浴室 | 大、中、小の5室、別館にシャワー室（3人用）1室
本館講師室4室とユニットハウス2人用8室にユニットバス
ユニットハウス7人用・9人用8室にシャワー室 | | | |
| ⑤運動施設 | テニス、バレーボール、バドミントン兼用コート2面（ハードコート・ア
スファルト各1面）（※ただし現状は使用不可）
運動広場1面 | | | |
| ⑥駐車場 | 約100台 | | | |
| | ※管理していただく土地、建物、工作物等の詳細については資料12を参照してくだ
さい。 | | | |
| ⑦その他 | ゼミナールハウス隣接地資料20について、指定管理者としてのゼミナ
ールハウスの管理とは別に、委託契約を結んだうえで土地の管理を行っていただ
きます。 | | | |

（6）現在の指定管理者

一般財団法人 京都ゼミナールハウス

（7）施設の利用状況

資料9、10、11を参照してください。

2. 基本的な運営方針

ゼミナールハウスは、大学の街京都で、教室内だけでなく、郊外の自然豊かな環境の中で、学者、教師、社会人、学生が寝食を共にしながら考え、語り合い、くつろいだ雰囲気の中で勉強ができることや、相互啓発並びに都市と農村の交流を図る施設として設置された施設です。

また、平成22年の京都府生涯学習審議会提言（平成22年3月）により、京都府の生涯学習の拠点として位置づけ、整備を行ってきたところです。

こうした施設の設置目的を最大限発揮するとともに、多様化する利用者ニーズにより効果的・効率的に対応しサービスの向上を図ることを目指し、次の運営方針により運営してください。

- ① ゼミナールハウスの設置目的に沿って、利用者に対する適切な助言を行い、施設の効用を最大限に発揮すること。
- ② 利用者が快適に施設を利用できるよう適切な管理運営を行うとともに、効率的・効果的な管理を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。
- ③ 京都府の施策と積極的に連携を図るとともに、地域と連携した新たな魅力づくり、創造発信を行うこと。
- ④ 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。

◆宿泊利用者数、日帰り利用者数、施設使用料収入の目標設定

令和5年度以降の目標値として、新型コロナウイルス感染症の影響がほぼなかった平成29年度から令和元年度の3か年平均を踏まえ、次のとおり設定しますので、指定管理者は積極的な利用促進を図り、目標値以上の達成に努めてください。

年度	宿泊利用者数 (人)	左記のうち 学生(人)	施設利用料金 収入(千円)	自主事業参加 者数(人)
令和5年度	11,000	6,300	28,100	11,300
令和6年度	11,200	6,400	28,600	11,500
令和7年度	11,400	6,500	29,200	11,700
令和8年度	11,600	6,600	29,700	11,900
令和9年度	11,800	6,700	30,300	12,200

3. 管理の基本的事項

(1) 休館日等

- ① 休館日 $\left[\begin{array}{l} \cdot \text{毎月第3月曜日（国民の休日の場合はその翌日）} \\ \cdot \text{12月28日から翌年1月4日まで} \end{array} \right]$

- ② 開館時間 午前9時30分～午後9時30分

※ 開館時間とは、一般的なゼミナール室等の使用時間を示したものであり、宿泊者がいる

場合やゼミナール室等の使用時間の延長をされた場合は、上記時間外であっても開館してください。

※ なお、指定管理者は、知事の承認を得て、休館日・開館時間を変更することができます。したがって、指定管理者は、休館日・開館時間の設定に当たって、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟に検討していただくことが可能です。

(2) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法等の関係法令、京都府立ゼミナールハウス条例（以下「条例」という。）及び京都府立ゼミナールハウス条例施行規則（以下「規則」という。）等を遵守し、ゼミナールハウスの設置目的に沿った適正な管理運営を行ってください。

特に、ゼミナールハウスの管理運営業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働関係法令を遵守してください。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、下記のとおりとし、その詳細は別添「京都府立ゼミナールハウス管理運営業務仕様書」に定めるとおりとします。

① 施設及び設備の維持管理に関する業務

府民が快適に利用できるよう、施設・設備等の維持や各種点検等を行う業務です。

※ なお、過去3箇年の施設の改修・修繕実績については、[資料14](#)を参照してください。

② 施設の使用承認、運営に関する業務

ゼミナール室や宿泊室、附属設備等の使用申込みに対し、条例・規則に基づき使用承認等を行う業務です。

③ 施設の設置目的を達成するために必要な業務

(ア) ゼミナール、研修等への支援、指導に関する業務

施設の利用団体等に対して、本施設の利用にあたって安全でかつ効果的なものとなるよう、利用計画、活動プログラムの事前調整や活動指導を行う業務です。

(イ) 宿泊施設の利用に伴う食事の提供等に関する業務

施設利用者に対する食事・喫茶の提供及び物品の販売業務です。

食事の提供業務等に関する経費については、利用者からの料金徴収においてまかなうこととしておりますので、指定管理料の積算には含まれておりません。

※ なお、食堂等運営の状況については[資料19](#)を参照してください。

(ウ) 府からの委託事業（予定）に関する業務

京都府立ゼミナールハウス隣接地維持管理業務 [資料20](#)

業務内容は、京都府立ゼミナールハウス隣接地約15,500㎡の日常管理及び除草（刈り取り、草集め、運搬、処分一式）です。

(留意事項)

本業務については、指定管理料の積算に含まれておりません。

令和4年度の委託金額は786,000円です。令和5年度予算において同様の措置があり、事業の実施が決まった場合は、指定管理者に別途委託をしますので御承知ください。

④ 自主事業（生涯学習・文化芸術事業）の実施に関する業務

ゼミナールハウスの設置目的は京都における学問及び文化の発展に寄与することであり、この目的をより効果的・効率的に果たすため又は施設利用者の便益の実現を図るため、必要に応じて施設設置目的の実現に支障のない範囲内において実施する自主事業により、施設が活性化することを期待しています。応募団体は積極的に提案してください。

なお、自主事業の実施に要する経費は指定管理者が負担し、自主事業による収入は指定管理者が収受するものとします。

※ 自主事業については、これまで、生涯学習・文化芸術事業として取り組んでおり、その内容・実績については、[資料17、18](#)を参照してください。

⑤ 業務の再委託

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。

なお、部分的な業務（清掃、エレベーターの保守管理等）については、知事の承認を得て専門業者に委託することは可能です。

※ 再委託を予定している場合は、再委託予定調書 [様式11](#) を提出してください。

※ 施設管理に関する外部委託業務の内容・実績については [資料15](#) を参照してください。

⑥ 指定管理者に権限がない事項

次の事項については、地方自治法の規定により知事のみが行えるものであり、事案が生じた場合は、府の指示を受けることになります。

(ア) 審査請求に対する決定（地方自治法第244条の4）

(イ) 行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）

⑦ その他管理に必要と認められる業務

事業計画書や事業報告書の作成及び提出、利用者アンケートや自己評価の実施及び結果の報告などに関する業務です。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に行ってください。

(5) 管理運営収入

指定管理者は、利用料金収入及び府が支払う指定管理料により、管理運営を行うことになります。

① 利用料金制の採用

地方自治法 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。

また、利用料金の額は、条例及び規則に定める額の範囲内で、予め知事の承認を得て、指定管理者が利用料金を定めるものとします。

したがって、指定管理者は、利用料金の設定に当たっては、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟な提案を行ってください。

なお、収支計画の立案にあたっては、募集日時点の条例及び規則に定める額の範囲内で利用料金を設定してください。

※ 現行料金設定及び過去 5 箇年の収入実績については、資料 8、16 を参照してください。

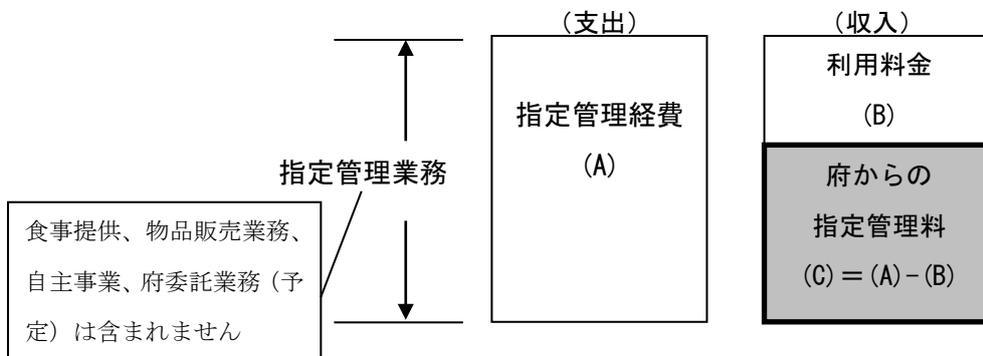
② 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、府が指定管理者に対して支払うもので、その額は、(3) に掲げる指定管理業務に必要な経費（指定管理経費）から利用料金収入見込額（※）を差し引いた額とします。

※ 利用料金収入見込額は、「2. 基本的な運営方針」に掲げる利用水準（目標値）を前提として見込むこと。

なお、指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する協定において定めます。

【指定管理料(C) = 指定管理経費(A) - 利用料金収入見込額(B)】



- ・ 収支計画立案の参考として管理運営経費の実績額等を提示します。

※ 一般財団法人京都ゼミナールハウスの収支計算書内訳表の府指定管理事業欄より抜粋

(単位：千円)

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		実績	実績	実績	実績	計画
収入	指定管理料	62,000	62,899	62,360	62,140	62,000
	利用料	28,153	26,088	4,372	6,379	36,200
	その他	661	90	43,119	25,010	0
	計	90,814	89,077	109,851	93,529	98,200
支出	人件費	51,838	54,321	49,698	46,799	53,650
	物件費	29,692	28,922	22,473	30,922	36,550
	租税公課費等	9,029	8,629	8,873	11,646	8,000
	計	90,559	91,872	81,044	89,367	98,200
収支差額		255	△2,795	28,807	4,162	0

- ・ 上の表において、臨時雇賃金は人件費支出に含まれています。指定管理料収入のうち令和 2 年度 360 千円、令和 3 年度 140 千円はキャッシュレス推進費です。また、その他収入には、新型コロナウイルス感染症による施設休止に対する緊急事態措置としての京都府の負担金支出（令和 2 年度 33,915 千円、令和 3 年度 20,555 千円のうち 8,459 千円）を含みます。
- ・ 物件費、人件費、利用料収入等の詳細については、[資料 1 6](#) で確認してください。
- ・ 一般財団法人京都ゼミナールハウスの貸借対照表、正味財産増減計算書等は、ホームページで公開されています。（「京都府立ゼミナールハウス」で検索）
- ・ 小修繕費については、修繕見込額 4,500 千円を指定管理経費に算入しますので、収支計画書 [様式 3](#) に計上してください。
- ・ 府委託事業（予定）、自主事業及び食事提供業務等に関する事業については、経費及び収入ともに指定管理経費に算入しませんので、収支計画書 [様式 3](#) に計上しないでください。
- ・ 食事提供業務等に関する事業は [様式 4](#)、自主事業は [様式 5-1、5-2](#) を提出してください。

③ 指定管理料の精算

指定管理料の過不足については、小修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとします。

よって、利用料金収入の増加や経費の節減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、年度末精算による返還は求めませんので、休館日や開館時間の変更など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

④ 納税義務

指定管理者は、法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税等の納税義務を負う場合がありますので、所轄の税務署等の関係機関に御確認願います。

(6) 納付金

指定管理者は、自主事業の積極的な実施により得られる収入の一部について、府へ納付いただく提案をしてください。なお、応募に際しては、以下のいずれかの算出方法により提案してください。

※納付金の計画については、自主事業収支等計画書「様式5-2」を提出してください。

【提案例】

(固定納付金と変動納付金を併用する場合)

① 固定納付金

総額〇〇円 (〇〇円/年など年度ごとの提案も可能)

② 変動納付金

自主事業収入 (又は自主事業収支差額 (※)) に納付率〇〇%を乗じた金額。ただし、算出した額が0円を下回る場合は0円とする。

(変動納付金のみを採用する場合)

変動納付金

自主事業収入 (又は自主事業収支差額 (※)) に納付割合〇〇%を乗じた金額。ただし、算出した額が0円を下回る場合は0円とする。

(固定納付金のみを採用する場合)

固定納付金

総額〇〇円 (〇〇円/年など年度ごとの提案も可能)

※ 自主事業収支差額 = 自主事業収入 - 自主事業支出

(7) リスク管理、責任分担

施設の保守管理・安全点検・衛生管理・小規模修繕は指定管理者の負担とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに府に報告していただくことが必要となります。

また、災害発生時には、市町村の地域防災計画で指定されていない場合でも避難所としての対応や、ボランティア活動拠点、物資集積所等の役割を担うことがあり、開設時の初動対応や応急活動への参加等の対応を求める可能性があります。

なお、施設に対する包括的な管理責任は府の責任とします。

種類	項目	負担区分		備考	
		指定管理者	府		
リスク管理	法令の変更	協議事項		事業運営に影響のある法令の変更	
	税制	消費税率の変更		○	
		法人税等の変更	○		収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更
		その他新税、税率の変更等	協議事項		事業に影響を及ぼすもの
	金利リスク	○		指定管理期間中の金利の変動	
	資金調達	○		指定管理期間中に必要な資金の確保	
	物価リスク	○		指定管理期間中のインフレ・デフレ	
	市場環境の変化	○		競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少	
	不可抗力(天災・事故・感染症等)による休館等による収支影響、施設等の損害復旧	協議事項		不可抗力による収入減少・損害復旧費用は事案により協議	
	第三者賠償	○	○	施設の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償	
	火災保険の加入		○	指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため	
	利用者に係る賠償責任保険加入	○		管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求める。	
施設等の管理運営	施設等の安全確保(保守点検等)	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
	施設等の維持管理(清掃等含む)	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
	施設等の利用承認等	○		指定管理者に権限付与	
	審査請求に対する決定 行政財産の目的外使用許可		○	地方自治法上、府権限。	
施設・設備等の修繕等	施設等の大規模修繕		○	構造耐久上主要な部分(駆体、基礎軸組等)は、府が行う。	
	施設等の維持管理上の小修繕	○		小修繕(1件1,000千円以内)は指定管理者の責任において修繕を行っていただきます。ただし、1件500千円を超える修繕については、府と協議を行うものとします。 ※小修繕費の精算 年間の小修繕費見込額は指定管理料として4,500千円の範囲内とし、実績に応じて精算します。 実績が見込額を下回った場合は、その差額を指定管理料から減額し、上回る場合は府と事前に協議をした上で、必要な場合は指定管理料を増額します。(その場合も指定管理者が修繕することとします。)	
	施設等の新設、増改築		○	設置者である府が行う。	
	施設等の増改築・修繕等による休館等伴う収支影響	協議事項			
備品の修繕等	備品の修繕	○		備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、府が所有権を有する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。	
	備品の新規購入、更新		○	府有備品の更新であり府が購入。(指定管の任意購入は可)	
その他	地域・住民対応、自治体との協調	○		地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調	

※府と指定管理者との責任分担は、原則として上表に掲げる項目について○印のついた者が負うものとし、詳細については、府と指定管理者が締結する協定書で定めます。

※指定管理者の故意・過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が修繕を行います。

(8) 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和5年4月1日～令和10年3月31日の5年間を予定しています。

※この期間は、京都府議会（以下「府議会」という。）での議決が必要な事項となっています。

(9) 「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」の利用について

京都府では、府内市町村とともに、インターネット等により公共施設の空き状況の提供や予約受付等を行える「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を開発し、平成20年2月から運用を開始しています。

予約受付等の業務をシステム化する場合には、必ずこの「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を利用してください。

指定管理者においては、インターネット接続環境及び施設側で利用するパソコン等について、御準備ください。

なお、「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を利用する場合であっても、インターネット等をお使いにならない利用者のために、従来からの電話や窓口での予約受付等についても適正に行ってください。

このシステムの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

京都府政策企画部情報政策課デジタル行政・共同化推進係

電話：075-414-5761 E-mail：johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

4. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であって、次の全ての要件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- ②京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③地方自治法第244条の2第11項の規定により、京都府から指定管理者の指定の取消しをされた日から5年を経過しない団体でないこと。
- ④京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) グループ応募 (グループ構成員表 **様式1-2** を提出してください。)

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる団体が、京都府内に事業所(事務所等を含む)を有する法人その他の団体であること。

なお、グループの全ての構成員が上記(1)の①～⑥の要件を満たすこと。

※応募後の代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。

※当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で応募することはできません。

5. 応募書類

(1) 指定申請書 **様式1**

(2) 事業計画書

①事業計画書 (1)	指定管理業務を行うに当たっての基本方針 様式2-1 ゼミナールハウスを管理運営するに当たっての基本方針を記述してください。
②事業計画書 (2)	安定した管理運営体制 様式2-2 利用者に快適に、また安全に利用してもらうため、安全管理等を含め安定した管理運営を行うことができる人員配置や業務体制、現在施設の管理運営業務に従事している職員の専門技術・ノウハウの活用計画について、提案してください。
③事業計画書 (3)	設置目的の効果的達成の方策 様式2-3 利用者に対するサービス向上の方策(開館日・時間の延長、利用料金の引下げ、子育て環境の充実等)、ゼミナール室・会議室・宿泊室等の稼働率の向上方策等、ゼミナールハウスの利用促進を図るための具体的な方策を提案してください。 また、自主事業の実施、地域との連携・地域貢献活動、利用者のニーズ把握(満足度調査の実施)等の実施について提案してください。
④事業計画書 (4)	効率的な管理運営の方策 様式2-4 効率的な管理運営に向けての基本的な考え方、経費削減に向けた取り組み、具体的な方策を提案してください。

(3) 収支計画書 **様式3**

(4) 食事提供業務等に関する提案書 **様式4**

(5) 自主事業計画書 様式5-1、自主事業収支等計画書 様式5-2

(6) 地域との連携・地域貢献活動に関する提案書 様式6

(7) 運営体制表 様式7

(8) 利用料金設定表 様式8

(9) 団体概要書 様式9

様式9に加え、下記の書類を添付してください。

① 京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類

・定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの
・法人登記簿謄本（登記事項全部証明書）
・法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し
※いずれも申請日前3箇月以内に交付されたもの

② 応募資格を満たすことが確認できる書類

- ・応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書 様式10
- ・京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

③ 団体の経営状況を示す書類

- ・決算書（直近3期分）、又はこれに準ずる書類
- ・令和4年度の事業計画書及び収支予算書、又はこれに準ずる書類

④ 団体役員の名簿（任意様式）

- ・役職名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日を記載した書類

(10) 再委託予定調書 様式11

(11) その他知事が必要と認める書類

(12) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

(13) 留意事項

- ① 応募1団体又は1グループにつき、申請は1件とします。
- ② グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書 様式9 と添付書類を提出してください。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ④ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。
- ⑥ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届 様式14 を提出してください。
- ⑦ 提出された書類は、資格要件等、応募の事実の確認のため、府の関係機関に提供する場合

があります。

6. 応募の手續及び選定方法等

応募手續き（スケジュール）及び選定方法等は、次のとおりです。

（1）問合せ先及び応募書類の提出先

京都府文化スポーツ部文化スポーツ施設課（京都府庁2号館2階）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4284

FAX：075-414-4223

E-mail：sposhisetsu@pref.kyoto.lg.jp

（2）応募スケジュール

①募集要項の配布

配布日時：令和4年9月30日（金）から11月14日（月）までの平日午前9時から午後5時までとします。

配布場所：文化スポーツ部文化スポーツ施設課

※ 募集要項は、京都府ホームページからもダウンロードできます。

京都府文化スポーツ部文化スポーツ施設課ホームページ

https://www.pref.kyoto.jp/sposei/news/zemi_2022shiteikanri.html

②業務説明会及び現地見学会

開催日時：令和4年10月13日（木）午後2時から

開催場所：京都府立ゼミナールハウス

申込方法：前日午後5時までに（必着）参加申込書 **様式12** を提出してください。

郵送、ファックス、メールも可とします。

③ 応募に関する質問

受付期間：令和4年9月30日（金）から10月20日（木）まで

送付方法：質問書 **様式13** に記入し、持参、郵送、ファックス、メールのいずれかで、上記問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

・回答日：令和4年10月27日（木）

・回答方法：質問者及び業務説明会（現地見学会）参加者全員にメール又はファックスにて回答します。

（回答は、上記問合せ先においても、希望者に配布等を行います。）

④ 応募書類の受付

受付期間：令和4年11月4日（金）から11月14日（月）までの平日午前9時から午後5時まで（必着）

提出方法：上記提出先まで持参してください。(郵送、メール、ファックスでの提出は認めません。)

⑤ 京都府指定管理者等選定審査会による書類選考、ヒアリング審査

審査期間：令和4年11月15日(火)～11月30日(水)

※ヒアリング・実地調査は必要に応じて行うこととし、開催日時・場所及び実施方法など詳細は、別途応募書類提出者に通知します。

⑥ 選定結果の通知 令和4年12月上旬頃

京都府指定管理者等選定審査会による審査・評価に基づき、指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)を知事が選定します。

なお、決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

(3) 選定基準及び審査内容

指定候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は別紙のとおりです。

7. 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 指定候補者との協議 令和4年12月下旬頃

指定候補者と京都府は、管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、指定に係る同意書を締結します。

協議に際しては、必要に応じて候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

【協議の主な内容(予定)】

(指定期間全体の基本事項)

- ・ 管理施設の範囲
- ・ 管理運営業務の内容(細目は業務仕様書)
- ・ 指定管理者の責務
- ・ 管理運営の期間
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 指定管理料に関する事項
- ・ 定期報告、業務報告書の提出に関する事項
- ・ 納付金に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項(保守管理・安全点検・衛生管理等)
- ・ 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ・ 管理業務の継続が困難となった場合の措置、指定の取消、協定の解除に関する事項
- ・ 損害賠償に関する事項
- ・ その他

(年度ごとに定める事項)

- ・ 当該年度の指定管理料に関する事項 ほか

(2) 指定管理者の指定 令和5年3月下旬頃

地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を府議会に提案し、議決を受けることとなります。

なお、府議会が議決しなかった場合及び否決した場合であっても、指定候補者が準備に要した費用及び事業アイデア等の対価については、一切補償しませんので御了承ください。

(3) 協定の締結 令和5年3月下旬頃

府議会の議決を経て指定された指定管理者と、指定期間全体の基本的な事項を定めた「基本協定」及び毎年度ごと(4月1日から翌年3月31日まで)に締結する「年度協定」を締結します。

(4) 業務の開始 令和5年4月1日

指定管理者として、施設の管理運営を始めていただきます。

※指定期間(予定): 令和5年4月1日～令和10年3月31日

(5) 事業の引継ぎに関する事項

「指定に係る同意書」の締結後、速やかに、現在の指定管理者である一般財団法人京都ゼミナールハウスとの業務引継ぎをスムーズに行えるよう、準備してください。なお、業務引継ぎに要した費用は、全て新しい指定管理者の負担とします。

8. 留意事項

(1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない場合や協定を解除することがあります。

(2) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があること、また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、御承知の上、応募してください。